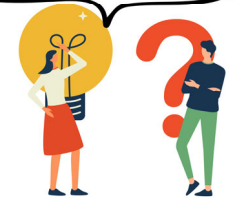


令和8年度

権利擁護・成年後見制度 専門職による相談

要予約・相談無料

一人で悩まず
まずはお電話を



判断能力が低下した方の財産管理や相続、負債、権利侵害、
成年後見制度の利用などの相談を
弁護士・司法書士・社会福祉士がお受けします

弁護士・社会福祉士による相談

第1・第3火曜日(祝日は休み)
午後1時30分～午後4時30分

令和8年

4/7・21	5/19	6/2・16	7/7・21	8/4・18	9/1・15
10/6・20	11/17	12/1・15	令和9年 1/5・19	2/2・16	3/2・16

司法書士・社会福祉士による相談

第2・第4火曜日(祝日は休み)
午後1時30分～午後4時30分

令和8年

4/14・28	5/12・26	6/9・23	7/14・28	8/25	9/8
10/13・27	11/10・24	12/8・22	令和9年 1/12・26	2/9	3/9・23

問合せ・予約

電話またはFAX、メールで予約してください

ホームページは
こちらから

TEL : 078-271-5321 FAX : 078-200-5329 E-mail : kouken@with-kobe.or.jp



受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 祝日および年末年始除く

※相談申込みメ切は、実施日の前週木曜日の午前中まで

神戸市成年後見支援センター

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3丁目1-32
こうべ市民福祉交流センター4階

- JR・阪神・阪急・市営地下鉄西神山手線
「三宮」駅下車 徒歩15分
- 市営地下鉄海岸線「三宮・花時計前」駅下車 徒歩7分
- ポートライナー「貿易センター」駅下車 徒歩5分
- 市バス⑦系統「市民福祉交流センター前」バス停下車すぐ

